

日本ロールシャッハ学会『ロールシャッハ法研究』 編集規定

1. 本誌は、日本ロールシャッハ学会の機関誌であって、当分の間、1年に1巻発行する。

本誌の編集は、機関誌編集委員会（以下、編集委員会）の責任のもとに行う。

2. 本誌は、原則として本会会員による、ロールシャッハ法およびその他の投映法に関する学術論文等の発表にあてる。

3. 本誌には、原著、資料、展望、情報、文献紹介、会報の欄を設ける。

4. 投稿論文は、編集委員会が指名する2名以上の査読者の所見をもとに、編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、編集委員以外の会員に協力を依頼することがある。審査協力者の氏名は本誌に掲載する。また会員外の専門家を編集協力者として、その意見を参考とすることがある。

5. 投稿論文の原稿は、本誌の投稿・執筆要項に準拠したものに限る。

6. 原稿の印刷に関して特別に費用を要する場合は、執筆者の負担とする。

7. 審査論文については、執筆者に対して別刷30部を贈呈する。それ以上は、執筆者の負担とする。

8. 本誌に掲載した論文の原稿は、原則として返還しない。

9. 本誌に掲載された論文の著作権は本会に帰属する。原則として、本誌に掲載した論文を無断で複製および転載することを禁ずる。なお、著者はこれに関する同意書の提出を求められるが、著作者人格権についての限りではない。掲載された論文の転載を希望する場合は、編集委員会 事務局宛に書面で申請し、常任理事会の承認を受けるものとする。

10. 本誌に掲載された論文については、インターネット上で要約を一般公開する。事例研究以外で、著者が希望する場合は、J-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）上での全文公開を可能とする。投稿時に公開についての希望を確認し、採択時に同意書の提出を求める。その他、著者が希望する形がある場合は、別途、本会で検討する。